平成２１年（フ）第２３７８号
愛知県小牧市大字三ツ渕408番地５
債務者　加藤起美恵
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６９号
愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘４丁目12番地１
債務者　永井久美子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７８号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字後シロ35番地
債務者　池元留美子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
愛知県豊橋市上野町字新上野19番地の２
債務者　長坂　美香
１　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５４号
愛知県豊橋市前畑町57番地の１
債務者　渡邊ゆり子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３７２号
愛知県豊橋市三ツ相町16番地２
債務者　平尾　一子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３９３号
愛知県豊橋市下地町字神田43番地の２
債務者　菅沼　里香
１　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７９５号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目266番地の14
債務者　田村　昇子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２４号
埼玉県所沢市松葉町６番14号
債務者　田代　英夫
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５０号
埼玉県深谷市上野台2846番地
債務者　近藤　　功
１　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野289番地９
債務者　山中　百恵
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
埼玉県秩父市久那487番地２、前住所埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野1461番地１
債務者　佐々木哲也
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
埼玉県秩父市久那487番地２、前住所埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野1461番地１
債務者　佐々木小知江
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１号
埼玉県秩父市吉田石間614番地、前住所埼玉県秩父市吉田石間299番地
債務者　新井　重男
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
新潟県見附市上新田町11番31号
債務者　廣田　光治
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
新潟県見附市上新田町11番31号
債務者　廣田　愛子
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
新潟県北魚沼郡川口町大字西川口961番地
債務者　関　　幸和
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
新潟県見附市本町２丁目12番20号
債務者　小川　裕介
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係